

金銭的利益の公開¹

ネイチャー誌とネイチャー関連誌の研究論文の投稿に関する新しい方針

ネイチャー誌とネイチャー関連誌は、論文投稿に際して、金銭的利益相反²を申告するよう求めることにした。これは透明性を確保し、読者が自らの判断でバイアスの可能性を見極めることができるようにするためである。この方針は2001年10月1日以降受付の原稿から適用され、申告書の要約は論文の一部として掲載される。論文の著者は利益相反の公開を拒否しても構わないが、拒否した旨は公表される。

これまでネイチャー関連誌は、査読候補者には自らの利益相反が懸念される場合には査読を辞退すべきだとしていたが (Nature 385, 469, 1997 参照)、今回、著者にも利益相反の申告を求めることにしたのである。

この方針のを採用した主な理由は次の3つである。

1. バイオメディカル分野では、研究発表が著者の個人的な利益で影響されることを示す幾つもの証拠がある (J. Am. Med. Assoc. 284, 2237-2238; 2000; Nature Neuroscience 3, 299, 2000 参照)。原則的には科学は客観的で、科学的な発見は他の要因によって影響されることはないものであるが、一方では、科学者は不完全でかつ主観的でもありうるというのは自明の理であり、したがって、研究論文における実験結果の選択、結果の解釈あるいは研究発表における強調点などが、著者のさまざまな利益によって、気付かぬうちに、あるいは故意にバイアスがかかることまゝ起こりうる。
2. ネイチャー誌と関連誌が出版する論文の高品質性・高信頼性に対する読者の信用は、透明性のある方針によって維持することがベストである。金銭的な利益が公開されると、読者はその利益が問題視すべきものであるか否かについて、詳細な情報にもとづいて判断できるようになる。これは読者と論文の著者の双方にとって有益であろう。
3. 多くの学会や協会は著者が論文等に金銭的な利益あるいはそれ以外の利益について記載することを求める利益相反の方針を導入している。ネイチャー誌の今回の方針はそれらをサポートすることになる。

研究者の行動規範を確保する役割は、雑誌の編集者にあるのではなく、雇用者にあるが、ネイチャー誌の信頼性が著者の行為によって著しく損なわれていると考えられる場合には、それを是正するために、規定を設けたり、読者や研究機関に説明することなどを適切に組み合わせ対処しなければならなくなる。

申告にあたっては投稿責任者 (corresponding author) が一定の書式に記入することになる。利益相反がない場合はその旨申告する。なお、申告書は論文が出版される前は機密にされ、

¹ Declaration of financial interests, Nature, 412, 751, 2001

(http://www.nature.com/nature/journal/v412/n6849/full/412751a0_fs.html) の抄訳。

² 原文の competing financial interests を金銭的利益相反と表現。British Medical Journal の論説参照 (<http://www.bmj.com/cgi/content/full/317/7154/291>)。

査読者にも公開されない。

利益相反の公開を一切望まない著者には申告書にその旨、記入してもらう。このことによって原稿の採択は左右されないが、著者が申告を行わなかったことは論文に記載され、『利益相反なし』という申告とは区別される。

研究論文に関する利益相反は次のように定義される：「金銭的な利益によって研究者の行動や研究内容が潜在的に影響を受ける、あるいは他人の目にそのように映るために、論文の客観性、信憑性、あるいは評価が傷つけられる。」

この定義に該当するものとしては次のようなものがある。

1. **研究資金提供**：論文の出版によって利益を得たり、失う可能性のある団体からの研究補助（給与、装置、備品、シンポジウム出席費の支援、その他の経費）
2. **雇用**：論文の出版によって利益、または損失をこうむる可能性のある企業によって雇用されること。
3. **個人的な金銭的利益**：論文の出版によって利益、または損失をこうむる可能性のある企業の社債や株の保有。同様な利害関係をはらむコンサルタント料や、その他の報酬。出版によって価値が影響を受ける特許、または特許申請。

金銭的利益がどの程度であれば問題になるかについては³、ネイチャー誌は、多くの米国の大学のように、教員に10,000ドルまたは株式の5%を越える額の公表を義務づける(New Engl. J. Med. **343**, 1616-1620; 2000 参照)といった閾値を示すことはせず、次の代替案を提出している：「もし論文が出版された後に公になれば恥をかきうる非申告の相反する金銭的利益のすべて。」

査読者には、自らが重大な利益相反に関りがある場合には（金銭的なものであるか否かを問わない）査読を辞退することを引き続き要請するとともに、問題視される可能性のある利益相反に関連するあらゆる事項（金銭的利益を含む）を通知するよう要請している。なお、利益相反の申告は査読者の選定にあたって重視されている⁴。

³いわゆる significant financial interest. (抄訳者注)

⁴査読システムについては査読者が投稿論文内容を公表前に不正に使用する等の問題が指摘されている(Nature, **413**, 93 &102, 2001)。(抄訳者注)